

議案第 16 号

野田市心身障がい児就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

野田市心身障がい児就学指導委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市心身障がい児就学指導委員会条例の一部を改正する条例

野田市心身障がい児就学指導委員会条例（平成16年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市教育支援委員会条例

第1条中「の適切な就学指導」を「及び幼児（以下「障がいのある児童生徒等」という。）に対する早期からの一貫した支援」に、「野田市心身障がい児就学指導委員会」を「野田市教育支援委員会」に改める。

第2条中「心身に障がいのある児童生徒の適切な就学指導に関し、必要な事項を」を「障がいのある児童生徒等に対する適切な就学先の決定及び就学後における継続した教育的支援に関する事項について」に改める。

第3条第2項に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

第4条第1項中「補欠委員」を「補欠の委員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の野田市心身障がい児就学指導委員会条例第1条の規定により設置された野田市心身障がい児就学指導委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の野田市教育支援委員会条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定により野田市教育支援委員会（以下「新委員会」という。）の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長である者又は副委員長である者は、それぞれこの条例の施行の日に、新条例第5条第2項の規定により新委員会の委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

提案理由

野田市心身障がい児就学指導委員会の任務の実態を踏まえ、同委員会の名称、所掌事務等に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市心身障がい児就学指導委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市心身障がい児就学指導委員会条例 (平成16年野田市条例第27号)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>野田市教育支援委員会条例</u> (設置)</p> <p>第1条 心身に障がいのある児童生徒及び幼 児(以下「障がいのある児童生徒等」とい う。)に対する早期からの一貫した支援を行 うため、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項の規定に基づき、<u>野田 市教育支援委員会</u>(以下「委員会」という。) を設置する。 (所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、野田市教育委員会(以下 「教育委員会」という。)の諮問に応じ、<u>障 がいのある児童生徒等に対する適切な就学 先の決定及び就学後における継続した教育 的支援に関する事項について調査審議し、 答申する。</u> (組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教 育委員会が委嘱又は任命する。 (1)～(6) (略) (7) <u>前各号に掲げる者のほか、教育委員会 が必要と認める者</u> (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、 <u>補欠の委員</u>の任期は、前任者の残任期間と する。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>野田市心身障がい児就学指導委員会条例</u> (設置)</p> <p>第1条 心身に障がいのある児童生徒の適切 な<u>就学指導</u>を行うため、地方自治法(昭和2 2年法律第67号)第138条の4第3項の規 定に基づき、<u>野田市心身障がい児就学指導 委員会</u>(以下「委員会」という。)を設置す る。 (所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、野田市教育委員会(以下 「教育委員会」という。)の諮問に応じ、<u>心 身に障がいのある児童生徒の適切な就学指 導に関し、必要な事項を調査審議し、答申 する。</u> (組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教 育委員会が委嘱又は任命する。 (1)～(6) (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、 <u>補欠委員</u>の任期は、前任者の残任期間とす る。</p> <p>2 (略)</p>

議案第 17 号

野田市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について

野田市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号



野田市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例

野田市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例（平成25年野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「標識」を「案内標識等」に改める。


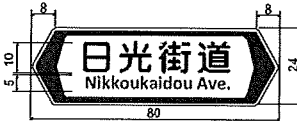
別表の1中「116の2」を「116の4」に、「116の3」を「116の5」に、「118の3-A」を「118の4-A」に、「118の3-B」を「118の4-B」に、「118の4-A」を「118の5-A」に、「118の4-B」を「118の5-B」に、

「

道路の通称名（119-A）	道路の通称名（119-B）
	

を

「

道路の通称名（119-A）	道路の通称名（119-B）
	

に改め、

」

同表の備考の1の(1)のうち「118の3-A、118の3-B」を「118の4-A、118の4-B」に、「118の4-A、118の4-B」を「118の5-A、118の5-B」に改め、同表の備考の1の(2)のイ中「116の2」を「116の4」に、「118の3-A、118の3-B」を「118の

4—A、118の4—B」に、「118の4—A、118の4—B」を「118の5—A、118の5—B」に改め、同表の備考の1の(2)のキの(ア)中「116の3」を「116の5」に、「118の3—A、118の3—B」を「118の4—A、118の4—B」に、「118の4—A、118の4—B」を「118の5—A、118の5—B」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由





道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市が管理する市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例(平成25年野田市条例第16号)

改 正 案			現 行		
(案内標識等の寸法)			(標識の寸法)		
第3条 (略)			第3条 (略)		
別表			別表		
1 案内標識			1 案内標識		
非常電話(116の4)	待避所(116の5)		非常電話(116の2)	待避所(116の3)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総重量限度緩和指定道路(118の4-A)	総重量限度緩和指定道路(118の4-B)	高さ限度緩和指定道路(118の5-A)	総重量限度緩和指定道路(118の3-A)	総重量限度緩和指定道路(118の3-B)	高さ限度緩和指定道路(118の4-A)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高さ限度緩和指定道路(118の5-B)	道路の通称名(119-A)	道路の通称名(119-B)	高さ限度緩和指定道路(118の4-B)	道路の通称名(119-A)	道路の通称名(119-B)
(略)			(略)		
(略)			(略)		
2・3 (略)			2・3 (略)		
備考			備考		
1 案内標識及び警戒標識の標識板の表示板			1 案内標識及び警戒標識の標識板の表示板		
(1) 寸法			(1) 寸法		
ア・イ (略)			ア・イ (略)		
ウ 市道に設置する「駐車場(117-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の4-A、118の4-B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の5-A、118の5-B)」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法(イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することがきる。			ウ 市道に設置する「駐車場(117-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A、118の3-B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A、118の4-B)」及び「まわり道(120-A)」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法(イに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することがきる。		
エ・オ (略)			エ・オ (略)		
(2) 文字等の大きさ等			(2) 文字等の大きさ等		
ア (略)			ア (略)		

イ 市道に設置する案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」、「著名地点(114-B)」、「非常電話(116の4)」、「駐車場(117-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の4-A、118の4-B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の5-A、118の5-B)」、「道路の通称名(119-A、119-B、119-C)」及び「まわり道(120-A)」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎 時)	文字の大きさ(単 位 センチメー トル)
70 以上	30
40、50 又は 60	20
30 以下	10

ウ～カ (略)

キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識 市道に設置するもので、「待避所(116の5)」、「駐車場(117-A)」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路(118の4-A、118の4-B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の5-A、118の5-B)」を表示するものについては16ミリメートル、「道路の通称名(119-A、119-B、119-C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(イ) (略)

2 (略)

イ 市道に設置する案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」、「著名地点(114-B)」、「非常電話(116の2)」、「駐車場(117-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A、118の3-B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A、118の4-B)」、「道路の通称名(119-A、119-B、119-C)」及び「まわり道(120-A)」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあっては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎 時)	文字の大きさ(単 位 センチメー トル)
70 以上	30
40、50 又は 60	20
30 以下	10

ウ～カ (略)

キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識 市道に設置するもので、「待避所(116の3)」、「駐車場(117-A)」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A、118の3-B)」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4-A、118の4-B)」を表示するものについては16ミリメートル、「道路の通称名(119-A、119-B、119-C)」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(イ) (略)

2 (略)

議案第 18 号

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業基金条例を廃止
する条例の制定について

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業基金条例を廃止する条例
を次のように定める。

平成30年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業基金条例を廃止
する条例

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業基金条例（平成15年野
田市条例第79号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

基金として管理してきた土地が換地処分により整理され、清算金が交付されることから、廃止しようとするものである。